

令和 4 年 8 月 30 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 仲谷善弘

特養の入所基準の在り方などが論点に 社保審・介護保険部会

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省は 25 日の社会保障審議会・介護保険部会で、特別養護老人ホーム(特養)の入所申込者の実態や地域の介護ニーズなどを踏まえ、特養の入所基準の在り方などを論点に挙げました。一部の委員からは、特養の定員割れが生じているような地域では要介護 1・2 の高齢者の特例入所を推進すべきだといった意見が出ました。

特養の入所基準は、原則として要介護 3 以上の高齢者。ただ、やむを得ない事情で在宅生活が困難な要介護 1・2 の高齢者も特例的に入所が認められています。

厚労省の 2019 年の調査によると、特養の入所申込者数は 29.2 万人で、このうち約 4 割の 11.6 万人が在宅の人。国内全体で見ると、依然として多くの高齢者が入所を待っている状況だが、地方を中心に高齢者人口の減少により待機者が減ったり、定員が埋まらずに空床が生じたりしています。

こうした状況も踏まえ、厚労省は 25 日の部会で、入所申込者の実態や介護ニーズが地域ごとに異なることなども考慮し、特養の入所基準の在り方について議論を促しました。

ある委員は、「特養の定員割れが発生している多くの地域では在宅サービスの需要と供給のバランスが崩れ、在宅サービスを適切に受けられない状況だ」と説明。そのような地域は訪問介護員によるサービスも利用できないケースが少なくないことから、要介護 1・2 の高齢者の特例入所の活用を進めるべきだと主張しました。また別の委員は、特養の定員割れが起きている地域とニーズが増加している都市部で、入所申込者のマッチングを行うことを提案しました。

この日の部会のテーマは、「地域包括ケアシステムの更なる深化・推進」。厚労省はほかにも、▽全国で一定水準の在宅医療・介護連携推進事業が展開されるための方策、▽介護老人保健施設での医療提供の在り方、▽科学的介護情報システム「LIFE」を活用した高齢者へのリハビリテーションの推進の方策などを論点に挙げました。

LIFE については、事業所などによるデータ入力項目が現場に有用なものとなるよう見直しを求める意見が出ました。

※詳細資料については、下記 URL をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27365.html

【発信元】 一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局